

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	64	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	35の10-2	不利益処分の種類	認定液化石油ガス販売事業者に対する報告をしないときの認定の取消	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (認定の取消し) 第35条の10 経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第三十五条の六第一項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。 2 経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者が第三十五条の七の報告をしない場合であつて、経済産業大臣又は都道府県知事がその認定液化石油ガス販売事業者に対し十日以上の相当な期間を定めて報告すべきことを催告し、当該認定液化石油ガス販売事業者がその期間内に報告をしないときは、当該認定液化石油ガス販売業者に係る認定を取り消すことができる。						
[参考条文] 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) 第35条の7(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定